

令和3年2月26日

(照会先)

リスク統括部

リスク統括部長 川田 高寛

(電話直通 03-6892-7744)

経営企画部広報室

広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(令和3年1月分)について

令和3年1月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（令和3年1月分）について

別添

I 概 要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

II 状 況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 令和3年1月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和2年度に発生した事務処理誤りが36件、令和元年度が12件、平成30年度が2件、平成29年度が2件、平成28年度が1件、平成27年度以前が34件、合計87件(市区町村において発生した6件、委託業者等が発生させた9件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な73件について、一覧で事象をお示ししています。

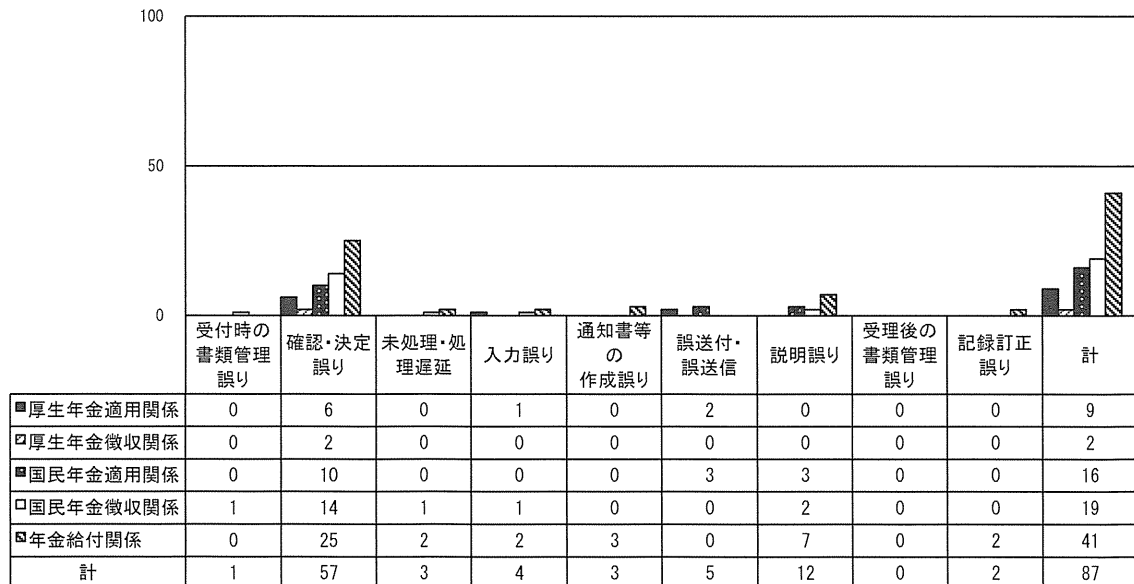
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
件数	26(1)	2	0	0	1	0	0	4(2)	1	1	2	2(1)	36(9)	87(15)
割合	29.8%	2.3%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	4.6%	1.2%	1.2%	2.3%	2.3%	41.3%	100.0%

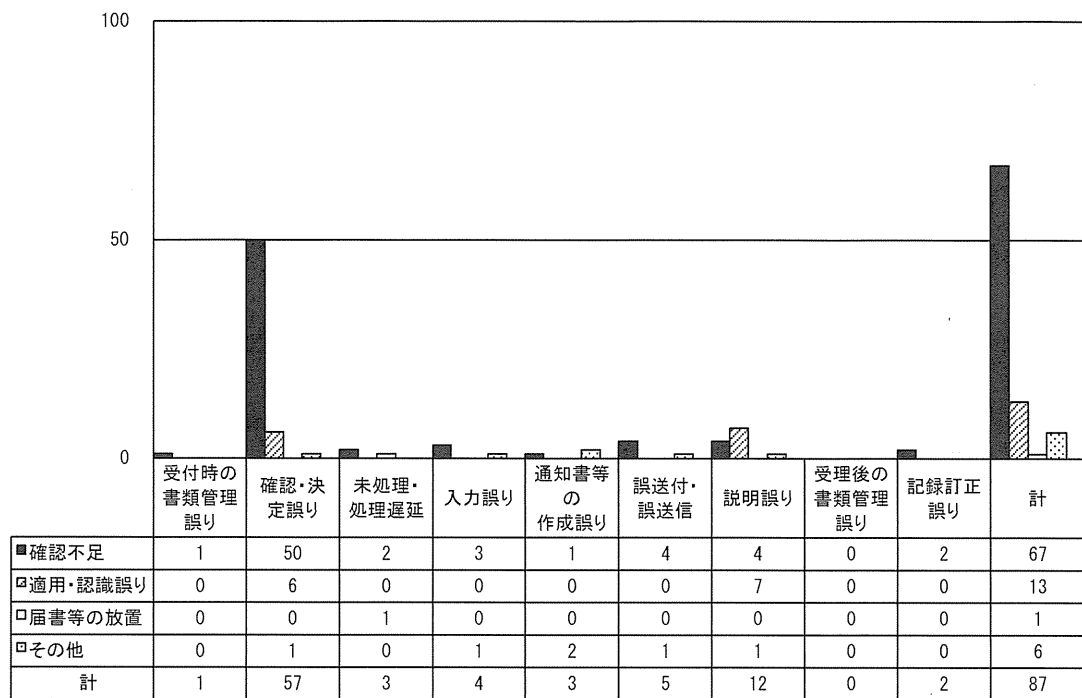
← 社会保険庁
時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

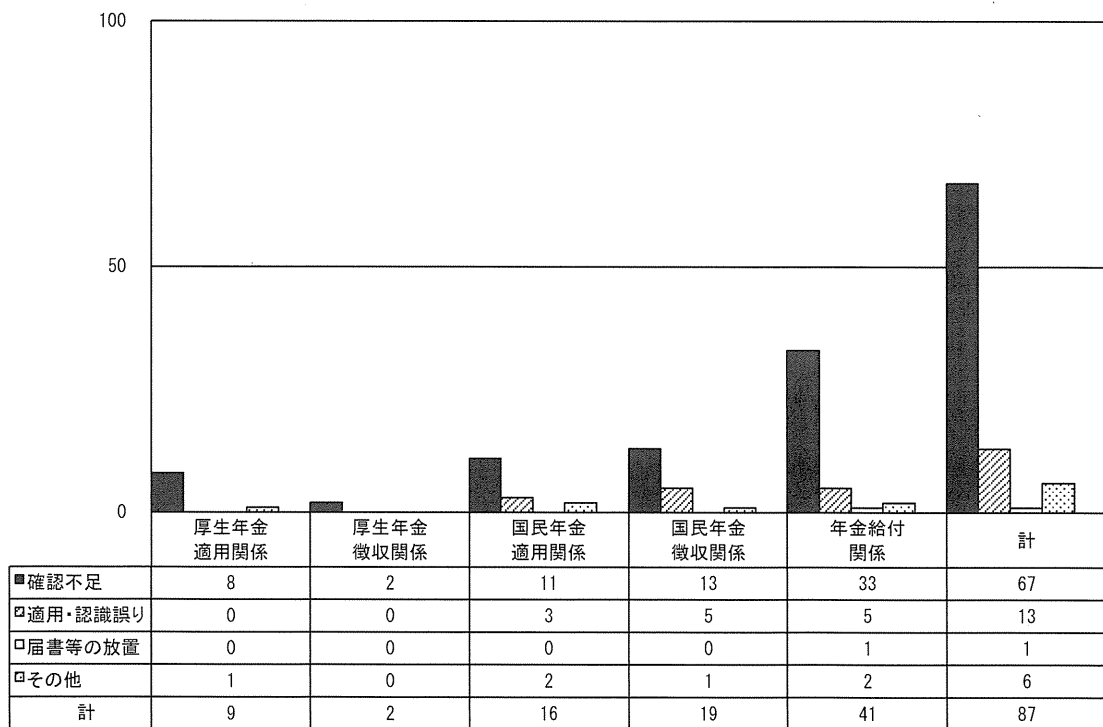
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



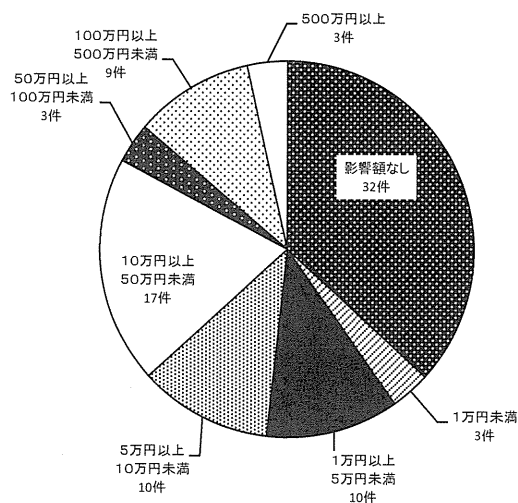
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

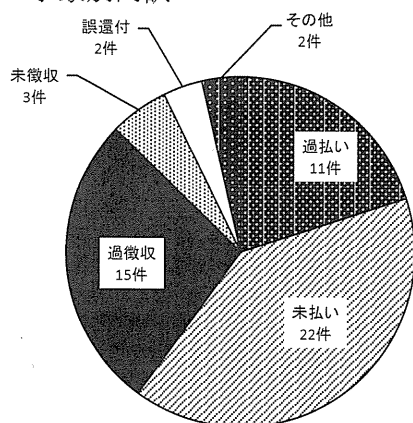


5 影響額別内訳



影響額	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし	7	0	11	6	8	32
1万円未満	0	0	0	2	1	3
1万円以上 5万円未満	1	0	3	2	4	10
5万円以上 10万円未満	0	0	1	2	7	10
10万円以上 50万円未満	1	2	1	5	8	17
50万円以上 100万円未満	0	0	0	2	1	3
100万円以上 500万円未満	0	0	0	0	9	9
500万円以上	0	0	0	0	3	3
計	9	2	16	19	41	87

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	11件	3,644,367	331,306
未払い	22件	46,016,498	2,091,659
過徴収	15件	2,622,766	174,851
未徴収	3件	25,090	8,363
誤還付	2件	202,950	101,475
その他	2件	2,050,209	1,025,104
計	55件	54,561,880	992,034

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと過徴収	1件	16,056円
過払いと未払い	1件	2,034,153円

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	57件	65.5%
外部	30件	34.5%
計	87件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2015年10月1日	平成14年以降のみの厚生年金加入期間及び共済組合加入期間を有する方が特老厚受給後に繰下げ請求した場合の特例水準改定率の適用漏れ	434名	未払い	1,545,994円
2019年10月1日	年金生活者支援給付金の差止解除処理に係る連動不具合	41名	未払い	2,534,798円

Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した「振替加算の総点検」に沿って、振替加算の支給漏れに対応しました。
 平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次、機構からお客様へ個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。
 当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払いの別)	令和3年2月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額	対応件数	影響金額
1	振替加算の支給漏れ	未払い	2件	422万円	105,509件	607.5億円
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	3件	111万円	4,906件	12.8億円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	19件	2,250万円	1,663件	13.8億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	2件	39万円	337件	6,694万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	2件	31万円	122件	1,462万円
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	未払い	0件	0円	13件	5,111万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	2件	33万円	590件	1.0億円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	46件	428万円	298件	4,539万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	28件	4,025万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	26件	79万円	1,642件	1.2億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	107万円	27件	1,712万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	2件	611万円	22件	2,277万円
21	遡及決定時の届書徴収漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	0件	0円	2,139件	22.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	0件	0円	79件	580万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	26件	5,654万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	3件	264万円	20件	1,022万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	3件	227万円	50件	3,581万円
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	未払い	1件	523万円	241件	12.8億円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	80件	674万円	24,469件	20.5億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	8件	598万円	649件	7.5億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	9件	5,239万円	497件	26.6億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	892件	2,045万円	83,007件	16.1億円
		過払い	0件	0円	2,174件	741万円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	743件	1.3億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	未払い	38件	1.4億円	154件	3.0億円
		過払い	0件	0円	121件	136万円
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	過払い	0件	0円	3件	64万円
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	未払い	0件	0円	2件	808万円

※項番1の対応件数・影響金額は、「振替加算の総点検」の公表以降の累計です。

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36、項番37は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

※項番38、項番39は、「事務処理誤り等の年次公表」における点検・分析を通じて公表した事象です。

○日本年金機構の令和3年1月分の事務処理誤り一覧(1～11ページ)

1. 厚生年金適用関係	 1P	整理番号 1～8
2. 厚生年金徴収関係	 2P	整理番号 9～10
3. 国民年金適用関係	 3P	整理番号 11～25
4. 国民年金徴収関係	 5P	整理番号 26～40
5. 年金給付関係	 7P	整理番号 41～73

○システム事故等一覧(12ページ)

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(13～15ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2020年 12月14日	2020年 12月22日	○事業所から問合せがあり、委託業者が資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した保険証を回収し、訂正処理を行い正しい事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
2	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2020年 7月21日	2020年 11月20日	○事業所から問合せがあり、委託業者における算定基礎届の処理時に確認を誤り、処理を不要としたため、標準報酬月額が見直しされず、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●委託業者に対し算定基礎届の処理時の確認を徹底するよう指導しました。	1事業所	過徴収	49,376
3			神奈川	事務センター	2020年 7月7日	2021年 1月6日	○事業所から問合せがあり、算定基礎届の確認不足により、誤った標準報酬月額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、算定基礎届の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
4			愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 11月30日	2020年 12月17日		1事業所	なし	0
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2020年 12月23日	2021年 1月8日	○事業所から問合せがあり、賞与支払届の確認不足により、誤った標準賞与額を決定・通知していることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、賞与支払届の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
6	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2020年 10月19日	2020年 10月22日	○事業所から問合せがあり、新規適用届の処理における確認不足により、誤った事業所整理記号により処理したため、誤った事業所整理記号が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、新規適用届の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
7	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	東京	江戸川	2020年 8月7日	2020年 9月15日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の文書を混在して送付していることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した文書を回収しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
8			愛知	瀬戸	2020年 11月9日	2020年 12月3日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に賞与支払届を送付するためのリストを作成する際に確認が不足し、受託していない事業所を登録したため、受託以外の事業所の賞与支払届が誤って送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の社会保険労務士にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、リストを作成する際の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2労務士	なし	0

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
9	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	鳥取	米子	2020年 11月24日	2020年 12月10日	○担当部署で確認したところ、差押債権を換価して滞納保険料へ充当する際の確認不足により、充当後に事業所へ送金する予定の残余金を、充当先とならない滞納保険料に誤って充当していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って充当した残余金は還付しました。 ●担当部署において、充当する際の充当先となる滞納保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	109,350
10			神奈川	横浜西	2020年 8月31日	2020年 9月3日	○事業所から問合せがあり、口座振替を緊急停止すべき保険料について確認が不足し、緊急停止の処理を行わなかったため、口座振替が誤ってされていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤って口座振替された保険料は還付しました。 ●担当部署において、口座振替を緊急停止すべき保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	121,520

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
11	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	奈良	桜井	2018年 12月11日	2019年 6月24日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金資格取得届を進達する際、基礎年金番号の確認が不足し、誤って別人の基礎年金番号を記載した資格取得届を進達しており、別人の基礎年金番号をもとに作成した納付書が送付され、お客様が納付したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市区町村に対し、届書を進達する際の基礎年金番号の確認を徹底するよう依頼しました。	2名	過徴収	81,700
12	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	1985年 5月21日	2020年 10月30日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
13			佐賀	佐賀	1988年 10月12日	2020年 9月24日		1名	なし	0
14			群馬	高崎広域事務センター	2015年 12月22日	2020年 11月25日		1名	なし	0
15			兵庫	兵庫	2016年 10月19日	2020年 5月29日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	33,620
16			岐阜	高山	2017年 7月25日	2020年 8月7日		1名	過徴収	16,890
17			鹿児島	鹿児島南	2019年 5月27日	2020年 11月24日		1名	過徴収	131,660
18			東京	中央	2014年 10月30日	2020年 1月29日		1名	その他	16,056
19		説明誤り	熊本	熊本東	2020年 7月12日	2020年 11月20日	○担当部署で確認したところ、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
20			熊本	八代	2014年 11月7日	2020年 11月9日		1名	なし	0
21			滋賀	大津	2008年 10月12日	2020年 7月13日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、海外転入の際に手続きの案内がもれたため、国民年金強制加入であるべき期間が任意加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対し、海外転入者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
22	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域事務センター	2020年 5月27日	2020年 11月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、処理が必要であるにもかかわらず、処理不要としていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
23			福岡	福岡広域事務センター	2020年 5月7日	2020年 11月11日	○年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者該当届を処理する際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金第3号被保険者該当届処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
24	国民年金適用関係届書等の交付誤り	誤送付・誤送信	兵庫	尼崎	1997年 12月9日	2020年 10月23日	○お客様から問合せがあり、年金手帳を再交付する際の本人確認が不足し、別人の基礎年金番号で年金手帳を作成し、交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した年金手帳を回収し、正しい年金手帳を交付しました。 ●担当部署において、年金手帳を再交付する際の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
25			茨城	水戸南	2020年 11月12日	2020年 12月8日	○お客様から問合せがあり、交付時の確認が不足し、別人の基礎年金番号でねんきんネットのアクセスキーを発行し、交付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付したねんきんネットのアクセスキーを回収しました。 ●担当部署において、ねんきんネットのアクセスキーを交付する際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
26	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	奈良	奈良	2020年 3月19日	2020年 4月15日	○担当部署で確認したところ、追納可能期間の確認が不足し、納付書を送付していない期間があったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料について現金領収しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,280
27	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	2015年 3月頃	2020年 5月28日	○担当部署で確認したところ、受給期間の確認不足により、受給権が発生しないにもかかわらず、後納保険料を案内したため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	178,430
28	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2020年 11月30日	2020年 12月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の添付書類の確認不足により、誤った免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
29			兵庫	事務センター	2020年 10月12日	2020年 12月8日	○機構本部から連絡があり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査時の免除区分の確認不足により、お客様の希望しない免除区分で処理を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
30		説明誤り	栃木	栃木	2020年 4月10日	2020年 4月10日	○お客様から問合せがあり、市区町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際の失業特例の案内を漏らしたため、免除が却下され、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●市区町村に対し、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	131,280
31	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	兵庫	西宮	2009年 8月頃	2019年 3月15日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず前納として徴収していたため、前納との差額が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を領収しました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	9,410
32			三重	四日市	1986年 10月30日	2020年 7月10日	○担当部署で確認したところ、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	149,840
33			岩手	花巻	1986年 12月11日	2020年 12月4日		1名	過徴収	11,310
34			岡山	高梁	1986年 8月15日	2020年 12月15日		1名	過徴収	630,970

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
35	国民年金保険料免除理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	岩手	一関	1996年 3月1日	2020年 7月14日	○担当部署で確認したところ、免除要件の確認が不足し、法定免除に該当しないにもかかわらず、法定免除として処理され、年金が決定されていたため、年金の過払いが発生していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	79,039
36			富山	高岡	2020年 10月29日	2020年 11月2日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認が不足し、法定免除に該当すべき期間が法定免除となっておらず、お客様が保険料を納付していたため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	124,290
37	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	川越	2020年 9月16日	2020年 11月10日	○お客様から問合せがあり、還付請求書を作成する際の年金記録の確認が不足し、誤った期間の還付請求書を作成したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●お客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、還付処理を行う際の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	誤還付	130,820
38	国民年金徴収関係のデータ作成誤り	確認・決定誤り	本部	国民年金部	2020年 10月8日	2021年 2月2日	○機構本部の他の部署から連絡があり、データ作成時の確認不足から、市場化業者へ提供するデータに、別の事業者向けのデータが含まれていたことが判明しました。 ●担当部署が市場化業者に指示し、別の事業者へ提供すべきデータは利用がされておらず、削除したことを確認しました。 ●担当部署において、市場化業者へ提供するデータを作成する際の確認を徹底するよう周知しました。	2事業者	なし	0
39	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	受付時の書類管理誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年 11月28日	2020年 12月24日	○市区町村から連絡があり、委託業者において国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付処理を行う際の確認が不足し、書類の受付登録を行わなかったために進捗管理ができず、処理が行われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●委託業者に対し、書類の管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう指導しました。	3名	なし	0
40		未処理・処理遅延	三重	津	2018年 10月頃	2020年 8月6日	○事務センターから連絡があり、書類の進捗管理が不足し、国民年金保険料の過誤納が発生しているにもかかわらず、還付の処理がされていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	4名	過徴収	547,430

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
41	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	東京	葛飾	1997年 8月頃	2019年 8月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	151,248
42			栃木	大田原	2006年 9月14日	2020年 7月31日	○担当部署において確認したところ、老齢年金決定時の事務処理手順の確認不足から、農林共済期間を有する一部の方について、65歳到達後に60歳に遡って年金の請求があった場合、特別支給の老齢厚生年金の決定と併せて65歳以降の老齢基礎年金と老齢厚生年金を決定すべきところ、65歳以降の老齢基礎年金と老齢厚生年金の決定を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金決定時の事務処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,404,263
43	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	福岡	南福岡	1992年 5月28日	2020年 3月3日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に共済期間を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	60,340
44	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	板橋	1986年 1月頃	2020年 5月27日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、年金額の改定を行わなかったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,594,264
45			島根	松江	1999年 4月7日	2020年 8月11日	○遺族年金請求時の記録確認により、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第1号被保険者期間とすべき期間を第3号被保険者期間と扱い老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	70,942
46			島根	松江	1994年 8月2日	2020年 9月2日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者期間とならない期間を訂正した上で老齢年金を決定すべきところ、訂正せずに老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	160,928
47			新潟	六日町	2011年 12月12日	2020年 4月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害福祉年金受給中のため法定免除とすべき期間を納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	150,757

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
48	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	東京	八王子	2001年 5月31日	2020年 2月25日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、障害福祉年金受給中のため法定免除とすべき期間を納付済期間としたまま老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	54,438
49	在職時の年金の支給 停止の誤り	入力誤り	福岡	福岡広域 事務センター	2020年 7月9日	2020年 12月3日	○担当部署において確認したところ、委託業者が届書処理時の確認不足から、報酬の届出処理時に誤った賞与支給月を入力したため、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	33,777
50	老齢年金の繰下げの 誤り	確認・決定誤り	静岡	浜松西	2019年 12月4日	2020年 4月10日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	62,859
51		説明誤り	兵庫	兵庫	2020年 5月12日	2020年 8月11日	○お客様から問合せがあり、提出時期の確認不足から、66歳から繰下げ支給の老齢年金の受給を希望している方に対し、窓口で誤った提出時期を案内したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、繰下げ請求の手続きについて再確認しました。	1名	未払い	163,400
52	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	愛知	笠寺	2008年 3月27日	2019年 11月30日	○お客様から問合せがあり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、遺族基礎年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,080,747
53			奈良	奈良	1987年 6月18日	2020年 3月30日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、遺族年金決定時に標準報酬月額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	47,117
54			兵庫	加古川	2020年 1月28日	2020年 4月22日	○機構本部から連絡があり、戸籍謄本等に記載の死亡年月日の確認不足から、遺族年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	75,023

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
55	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	2020年 4月23日	2020年 9月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、遺族年金決定時に一部の被保険者期間の登録を漏らしたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	42,225
56	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	本部	障害 年金センター	2020年 11月5日	2020年 12月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金受給状況の確認不足から、障害年金決定時に年金選択の処理のための支払いの保留が漏れたため、老齢基礎年金の支給停止が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金選択の処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	68,003
57	年金の支払時期等の誤り	説明誤り	埼玉	越谷	2020年 10月16日	2020年 12月25日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、在職による年金の支給停止が解除となる時期について誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、在職支給停止の解除時期について再確認しました。	1名	なし	0
58	再裁定の誤り	確認・決定誤り	愛知	豊川	2009年 11月26日	2019年 2月12日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間の確認不足から、老齢年金の再裁定を行った際に、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の再裁定時の合算対象期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	535,542
59	年金選択の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2008年 2月8日	2020年 11月5日	○共済組合から連絡があり、年金選択処理時の確認不足から、支給事由の異なる遺族厚生年金と遺族共済年金はどちらか一方の年金を支給停止するにもかかわらず停止処理を漏らしたため、遺族厚生年金の支給停止が行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、支給事由の異なる遺族厚生年金と遺族共済年金を受給する場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,537,271
60		説明誤り	福岡	南福岡	2020年 2月26日	2020年 5月29日	○お客様から問合せがあり、傷病手当金の支給状況の確認不足から、委託社会保険労務士が傷病手当金を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し、お客様の意向と異なる選択処理を行ったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	過払い	57,918
61	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	岡山	倉敷東	1954年 10月29日	2020年 6月1日	○年金相談時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金決定時に厚生年金被保険者期間の月数の登録を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,406

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
62	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年 11月13日	2020年 10月15日	○機構本部から連絡があり、特別一時金現況届の審査時の確認不足から、診断書の提出が必要であるにもかかわらず、現況届のみで決定していたため、1級として特別障害給付金を決定すべきところ、2級で支給していたため、給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。診断書を提出していただき認定処理を行い、お客様に正しい給付金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	394,300
63	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	大阪	堺東	1999年 10月19日	2016年 7月21日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	155,631
64			東京	八王子	1999年 12月20日	2020年 6月10日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理して年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	282,212
65	年金見込額の誤り	説明誤り	岡山	津山	2020年 8月26日	2020年 12月18日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った年金額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
66			栃木	大田原	2020年 10月29日	2020年 12月15日	○お客様から問合せがあり、年金見込額試算時の確認不足から、委託社会保険労務士が誤った年金額が記載された年金見込額回答票をお渡しし説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
67	年金生活者支援給付金の誤り	説明誤り	鹿児島	鹿児島北	2020年 2月28日	2020年 8月18日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の確認不足から、年金生活者支援給付金請求書の提出時期を誤った提出時期で案内したため、請求書の提出が遅れ給付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、給付金の支給開始時期の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	18,928
68	扶養親族等申告書の誤り	入力誤り	東京	北	2019年 12月25日	2021年 1月15日	○お客様から問合せがあり、扶養親族等申告書の記載内容の確認不足から、扶養親族の入力を漏らしたため、扶養親族が記載されていない誤った源泉徴収票を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行い、正しい記載内容の源泉徴収票を送付しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
69	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	特定事業部	2020年 6月15日	2020年 6月16日	○年金事務所から連絡があり、年金支給情報の確認不足から、協会けんぽへ誤った年金支給情報を提供していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金支給情報の訂正を行い、正しい年金支給情報を協会けんぽへ提供しました。 ●担当部署において、年金支給情報の確認を徹底するよう指導しました。	3名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
70	年金給付関係通知書等の誤り	通知書等の作成誤り	本部	基幹システム開発部	2020年1月9日	2021年1月19日	○担当部署において確認したところ、通知作成に使用するためのデータを誤って作成したため、誤った支給額を記載した源泉徴収票を作成し送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びし、正しい記載内容の源泉徴収票を送付しました。なお、年金の支払額に誤りはありませんでした。 ●担当部署において、通知作成に使用するためのデータ作成時の確認を徹底するよう周知しました。	16名	なし	0
71			本部	基幹システム開発部	2020年12月25日	2021年1月5日	○お客様から問合せがあり、障害状態確認届作成に使用するためのデータを誤って作成したため、提出済みのお客様へ障害状態確認届を作成し送付していたことが判明しました。 ●お客様に文書でお詫びしました。 ●担当部署において、障害状態確認届作成に使用するためのデータ作成時の確認を徹底するよう周知しました。	70名	なし	0
72	年金給付関係書類の管理誤り	未処理・処理遅延	徳島	阿波半田	2019年9月2日	2019年12月12日	○お客様から問合せがあり、届書の進捗管理不足から、年金額仮計算書等を保管し、再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いになっていること及び過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	その他	2,034,153
73			神奈川	横浜中	2020年1月10日	2020年6月29日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金額仮計算書等を保管し、再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,213,792

システム事故等一覧

項番	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	平成14年以降のみの厚生年金加入期間及び共済組合加入期間を有する方が特老厚受給後に繰下げ請求した場合の特例水準改定率の適用漏れ	2015年10月1日	2019年11月25日	○平成12年度から14年度において、物価下落時に年金額を据え置く物価スライド特例が設けられ、以後、特例水準による改定が行われてきましたが、平成27年度からは特例水準が解消され、本来水準による改定が行われています。一方、平成14年以降のみの厚生年金の加入期間を有し、平成27年3月31日時点で厚生年金を受給していた方は、特例水準改定率の方が高くなるため、経過措置により特例水準改定率が適用されています。 ○平成14年以降のみの厚生年金の加入期間を有し、かつ、共済組合加入期間も有する方が、平成27年3月31日時点で特老厚を受給しており、特老厚受給後、老齢厚生年金の繰下げ請求を行った場合、本来は特例水準改定率を適用すべきところ、プログラムの不具合により、誤って本来水準改定率を適用してしまったため、老齢厚生年金に未払いが生じていることが判明しました。 ●該当するお客様に対し、お詫びの文書を送付し、未払いとなった年金についてお支払いしました。 ●年金額の計算式を適用する仕様について、システム改修を実施しました。 ●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	434名	未払い	1,545,994円
2	年金生活者支援給付金の差止解除処理に係る連動不具合	2019年10月1日	2020年12月24日	○障害年金受給者の障害状態確認届が未提出となっている間は、年金の支払いが差止となりますが、併せて、当該受給者の年金生活者支援給付金の支払いもシステムの連動し、差止されることになっています。 ○今回、年金の差止と差止解除の処理を同日に行った場合に、プログラムの不具合により、年金生活者支援給付金の差止解除が自動的に行われなかったため、年金生活者支援給付金に未払いが生じていることが判明しました。 ●該当するお客様に対し、お詫びの文書を送付し、未払いとなった給付金についてお支払いしました。 ●差止解除の処理の仕様について、システム改修を実施します。 ●今後はシステム開発における仕様の決定に際し、確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	41名	未払い	2,534,798円

(参考)「Ⅲ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
1	振替加算の支給漏れ	○以下の理由により、振替加算の加算が漏れたもの。 ・機構と共済組合との間の情報連携不足 ・システム処理に起因するもの ・機構における事務処理誤り ・お客様からの届出漏れ ※平成29年9月公表済みのものと同種の事案
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。 ○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算) ○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。 ○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間) ○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間) ○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。 ○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。 ○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。 ○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。 ○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。 ○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。 ○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。 ○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。 ○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。 ○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。

項番	事象	概要
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。 ○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。 ○この場合、システム的に受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。 ○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。 ○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔「三共済」〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。 ○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。 ○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。 ○その際、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。 ○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。 ○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。 ○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。 ○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。 ○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。 ○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。 ○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。 ○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。 ○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。 ○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にやっている。 ○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。 ○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。 ○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。 ○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。 ○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。

項番	事象	概要
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。 ○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いが生じていた。
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後に退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定) ○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。 ○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。 ○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。 ○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いが生じていた。
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。 ○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。 ○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いが生じていた。
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。 ○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いが生じていた。
37	昭和61年4月等の法律改正に伴う旧三共済等組合員期間の老齢基礎年金・老齢厚生年金等への算入誤り	○旧三共済(JR・JT・NTT)等の共済組合員の期間を有するお客様については、昭和61年4月施行前の旧共済法・旧国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間(カラ期間)として扱われる一方で、昭和61年4月以後の新共済法・新国年法に基づく裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢基礎年金額の計算の基礎として取り扱われる。 ○また、旧三共済等については、平成9年4月の法律改正等に基づく厚生年金への統合前の裁定に当たっては、共済組合員期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とはせず、退職共済年金額の計算の基礎とされる一方で、厚生年金への統合後の裁定に当たっては、共済組合員期間や旧三共済等適用事業所で就労する期間は老齢厚生年金額の計算の基礎とされる。 ○項番4にかかる対象者の特定作業において、旧三共済等についての昭和61年4月・平成9年4月の法律改正等に伴う共済組合員期間の取扱いもチェックした結果、上記のような適正な取扱いが行われなかったケースがあり、年金の未払い・過払いが生じていた。
38	共済組合期間に恩給期間が含まれる場合の遺族年金の寡婦加算の加算誤り	○被用者年金の加入期間が20年以上ある方が亡くなった場合であって、受給権者(女性)の年齢が65歳に達していない場合は、遺族年金に寡婦加算が加算される。 ○厚生年金と共済年金の加入期間がそれぞれ20年以上ある場合、被用者年金一元化前は遺族厚生年金に加算を行っていたが、被用者年金一元化後は、加入期間を比較して長い方の年金に加算することとなった。 ○機構又は共済組合が支給する遺族厚生年金のどちらに加算を行うかについては、年金の裁定時に共済情報連携システムを介してそれぞれの制度の加入月数の情報交換を行うことにより、系統的に長短を比較し判定している。 ○共済組合から支給される年金であっても、一元化後であれば遺族厚生年金として受給権が発生するが、共済組合期間に恩給期間が含まれる場合は遺族共済年金として決定することとなっている。この場合、共済情報連携システムで情報交換を行う際に「遺族共済年金」として照会をかけるべきところ、誤って「遺族厚生年金」として照会したため、遺族共済年金の加入期間に関する情報が得られず、誤って厚生年金に長く加入したものと判定された。 ○そのため、遺族共済年金で加算すべき寡婦加算額が遺族厚生年金に加算され、遺族厚生年金に過払いが生じた。
39	障害基礎年金受給者が老齢基礎年金の受給を選択した場合における加算額の支給停止の解除漏れ	○障害基礎年金を受けている方に、65歳に到達したことで新たに振替加算が加算される老齢基礎年金を受ける権利が発生した場合は、加算額が加算された老齢基礎年金の支払いは一度停止し、お客様にどちらの年金を受け取るかを選択していただく。 ○お客様が、加算額が加算された老齢基礎年金を受け取ることを選択された場合は、障害基礎年金の支給を停止し、加算額が加算された老齢基礎年金の支給停止の解除処理を行う。 ○その際は、老齢基礎年金本体、加算額のそれぞれについて、支給停止の解除処理を行う必要がある。 ○しかしながら、加算額の支給停止の解除処理を行わず、老齢基礎年金本体の支給停止の解除処理のみを行った結果、加算額が支給されないこととなり、未払いが生じた。

※夫と妻が逆の場合も同様です。